

新蕨市立病院建設工事設計委託公募型プロポーザルの参加申込に関する質疑回答

令和 7 年 4 月 8 日

No.	質問事項	回 答
1	実施要領 P3 3.参加条件(8) 同種業務:一般病床数 60 以上の病院(公的病 院)の建設に関する設計実績とありますが、公的 病院とは、独立行政法人国立病院機構、独立行 政法人労働者健康福祉機構および国家公務員 共済組合連合会等の病院も含まれると考えてよ いですか。	本プロポーザルにおける公的病院は、次の者 が開設する医療機関を対象とします。 ・都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国 民健康保険団体連合会及び国民健康保険組 合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済 生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法 人北海道社会事業協会、公的医療機関の開設 者(独立行政法人国立病院機構や独立行政法 人労働者健康安全機構が該当)、国家公務員共 済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、 公立学校共済組合、日本私立学校振興・共済事 業団、健康保険組合及び健康保険組合連合 会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体 連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構
11	実施要領 P3 3. 参加要件 ア同種業務:一般病床数60以上の病院(公的病 院)の建設に関する設計実績を有することと記載 されていますが、国立病院機構及び国家公務員 共済組合連合等の病院も含まれるとして宜しい でしょうか。	
15	3参加条件 (8)ア同種業務:公的病院の定義を ご教授ください。	
2	実施要領 P3 3.参加条件(8) 設計実績は、新築又は増築と考えてよろしいです か。そして、増築部分に一般病床 60 床以上があ る場合に条件を満たすと考えてよいですか。	設計実績は、新築のみが対象となります。
10	実施要領 P3 3. 参加要件 病院の建替え及び増築において、建替えや増築 部分に一般病床60床以上と診療部分等がある 場合は実績として宜しいでしょうか。その場合 には建替えや増築部分が確認できるように図面を 添付します。	
25	3.参加条件(8)同種業務、類似業務の実績につ いて 新築または増築(増築部分が 60 床以上)の設計 業務と考えてよろしいでしょうか。	
3	様式第 2 号の資格者数の一級建築士数は、構 造一級と設備一級の数を差し引いた数とし構造 一級と設備一級両方を保有するものは、いづれ かの資格に数えるということでしょうか	貴見のとおりです。
4	様式第 2 号に「売上高」とありますが、最新のも のでよろしいでしょうか	貴見のとおりです。

5	実施要項5ページ、6. (2)に2部提出とありますが、ファイル等に綴じての提出でしょうか又は綴じずにクリアファイル等に挟み込んでの提出でしょうか	提出書類は、ホチキス止めやクリップ止めを基本とします。 添付書類は、厚さが生じる可能性があり、ホチキス止めやクリップ止めができない場合、適宜、ファイルとじ具などを活用してください。
19	参加申込書等の提出書類の綴じ方について、ご指定等がございますか。	
6	上記と同じに1部正本のみの押印ということでしょうか(もう1部の副本には不要)	貴見のとおりです。
7	上記と同じに添付資料は1部とありますが、正本に添付することでよろしいでしょうか(副本には添付なし)	「正本」、「副本」、「添付書類」に分けて、提出してください。
8	実施要領 P3 3. 参加要件 (8)2010年度(平成22年度)以降において、次に掲げる同種業務又は類似業務を元請けとして履行し、完了した実績を有することと記載されていますが、契約が監理業務までの場合は監理が完了した実績として宜しいでしょうか。	契約に監理業務まで含んでいる場合、令和7年3月31日までに監理業務が完了していること、あるいは、実施設計までの業務が完了していることが確認できた場合、実績となります。
9	実施要領 P3 3. 参加要件 (8)2010年度(平成22年度)以降において、次に掲げる同種業務又は類似業務を元請けとして履行し、完了した実績を有することと記載されていますが、契約が基本設計のみの場合も実績として宜しいでしょうか。	3頁「3.参加条件」(8)に示すとおり、基本設計及び実施設計の元請け(JVの場合は、構成員の代表者として履行した業務に限る。)としての実績が必要です。 契約が基本設計、もしくは実施設計のどちらか片方の場合は、評価対象としません。
16	様式5-1号2号の備考欄に「業務概要には記載する設計内容(基本設計・実施設計)の区分」とありますが、基本設計もしくは実施設計のどちらか片方しか行っていない場合に 評価の違いが生じることはございますか。	
12	実施要領 P4 6. 参加申込書等の作成及び提出期限 ウ 業務実績調書業務実績調書(様式第3号)に記入した業務については、業務の完了が確認できる資料(写し)を提出と記載されていますが、業務完了届または監理まで契約の場合は検査済み証の添付で宜しいでしょうか。	業務の完了が確認できる資料(写し)は、令和7年3月31日までに実施設計が完了していることが分かる以下のいずれかのものを提出してください。 ・発注者から受領した業務完了通知書や委託業務に関する検査合格書類等 ・発注者から受領した成果物納品書類等
26	6.参加申込書等の作成及び提出期限 (1)提出書類 ウ 業務実績調書(様式第3号)記入した業務については、業務の完了が確認できる資料(写し)	・確認済証、または検査済証 ・PUBDIS

	を提出とありますが、その資料として PUBDIS があれば PUBDIS の資料、ない場合は実施設計完了時の確認済証や確認申請書の資料でよろしいでしょうか。	
13	実施要領 P4 6. 参加申込書等の作成及び提出期限 オ 配置予定技術者調書配置予定技術者調書(様式第5-1、第5-2号)には、契約書(写し)及び業務の完了が確認できる資料(写し)の提出は不要として宜しいでしょうか。	提出してください。
14	3参加条件 事務所の実績:契約書に病床数や延床面積など(「施設の概要」の項目)記載がない場合、別途、根拠となる資料を添付することによってよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
17	配置技術者調書に前職の業務履歴を実績として記載しても宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、参加事業者に所属している技術者とする場合は、直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を有していることが条件となります。
27	配置予定技術者調書(様式第5-1、様式第5-2号)について、配置予定技術者が前職で担当した実績を記載することは可能でしょうか。	
18	管理技術者及び主任技術者の実績について、従事した実績を証明する書類は、自社で発行し代表印を押印した従事証明書でもよろしいでしょうか。	前職の業務実績に限り、自社で発行し代表印を押印した従事証明書で可とします。 前職の実績については、業務概要欄に前職の会社名を記載してください。
21	実施要項 3P 3 参加条件(8)2010 年度(平成 22 年度)以降において、基本設計の着手日が、2010 年度以前のもので、実施設計業務の完了が 2010 年度以降であれば、設計実績として宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。 業務実績は、着手日が平成 22 年 3 月 31 日以前であっても、平成 22 年 4 月 1 日以降に基本設計及び実施設計が行われ、令和 7 年 3 月 31 日までに実施設計までが完了している業務が対象となります。
23	3.参加条件(8)同種業務、類似業務の実績について 2010 年度(平成 22 年度)以降において・・・元請けとして履行し、完了した実績を有することとありますが、2010 年 4 月 1 日(平成 22 年 4 月 1 日)以降、2024 年 3 月 31 日(令和 6 年 3 月 31 日)までに設計業務が完了した実績と考えてよろしいでしょうか。	

20	実施要項 3P 3.参加条件(8)※設計実績とは、基本設計及び実施設計業務を元請けに、と書かれておりますが、デザインビルド方式(基本設計及び詳細設計監修)で元請けの場合も、実施設計の設計実績として宜しいでしょうか。	基本設計及び詳細設計に係る監修は、業務実績の対象としません。
24	3.参加条件(8)同種業務、類似業務の実績について ※設計実績とは、基本設計及び実施設計業務を元請け(JV の場合は構成員の代表者として履行した業務に限る)とありますが、ある業務(建設工事+設計業務)の受注を特定建設工事共同企業体(JV)で受注した建設工事+設計業務について、(建設工事+設計業務)JV の代表会社は建設工事の会社となっています。しかし設計業務の代表者が弊社であるとわかる資料があれば実績として認めていただけますでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、確認申請を行った者が、参加事業者(設計事務所)である場合のみ業務実績の対象とし、そのことが分かる資料(確認済証など)を提出してください。
22	実施要領 4P 配置予定技術者調書で、再委託先(構造・設備)が協力事務所として参加している場合、同種・類似実績が協力でも宜しいでしょうか。	配置予定技術者に再委託先の技術者を記載する場合の業務実績は、本プロポーザル参加事業者の協力事務所としての実績も対象とします。その場合は、その旨が分かるよう業務概要欄へ記載するとともに、そのことが分かる資料を提出してください。 なお、提出された業務実績が同様の場合、参加事業者に所属する技術者を配置した場合の方が、協力事務所に所属する技術者を配置した場合と比べ、評価は優位となります。 (協力事務所の対象業務実績の例) <pre> graph TD A[発注者B] --> B[参加事業者] B --> C[協力事務所C] </pre>
28	質問1「3.参加条件 (1)」について 令和 7・8 年建設工事等競争入札参加者資格を現在所持しておらず、これから新規申請を予定している場合、資格が有効になるのは令和 7 年 8 月 1 日(金)ですが、今回のプロポーザルに参加は可能ですか。	原則として、参加表明書を提出する段階で蕨市の令和 7・8 年建設工事等競争入札参加者資格を有していることが条件となります。ただし、参加表明書を提出する段階で、埼玉県のと令和 7・8 年建設工事等競争入札参加者資格を有している場合は可とします。

